

# 第7章

## 復興等に向けた取組

「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」概要 ● 第1節

「岩手県東日本大震災津波復興計画」の概要 ● 第2節

復興の足跡 ● 第3節



# 第1節

# 「東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書」概要

## 1 検証の目的・方法

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波においては、発災直後、情報通信機能の不全や大規模停電によって被害情報の収集は困難を極め、また、燃料不足、インフラの遮断による支援物資輸送の遅れ等、災害対応に係る問題及び課題が明らかとなった。

このため、今回の災害対応について、客観的な分析による十分な検証を実施し、今後、同様の大規模災害が発生した場合においても的確に対応できるよう、県地域防災計画を見直し、防災体制の強化及び充実を図ることを目的とした。

### 1 検証の項目

東日本大震災津波における本県の災害対応等について、特に問題及び課題等が生じたと考えられる事項について、県総合防災室において検討及びリストアップを行い、検証項目とした。

- ① 通信・情報
- ② 避難行動
- ③ 避難所運営
- ④ 物資の備蓄・支援
- ⑤ 非常用電源の整備状況と実態
- ⑥ 県災害対策本部の体制と活動
- ⑦ 人命救助
- ⑧ 燃料確保
- ⑨ 医療活動
- ⑩ 人的・物的被害の集約
- ⑪ 広報活動
- ⑫ インフラの被害状況
- ⑬ 孤立地域の発生
- ⑭ 消火活動
- ⑮ 遺体処置
- ⑯ ボランティア
- ⑰ 後方支援体制
- ⑱ 被災した市町村の行政機能
- ⑲ 他県からの応援
- ⑳ がれきの撤去・処理
- ㉑ 仮設住宅

### 2 検証の対象

応急対策の実施者及び住民の視点に立って、次の主体ごとに検証を行った。

- ① 県庁各部署（出先機関を含む）
- ② 全市町村
- ③ 防災関係機関
- ④ 住民

### 3 検証の方法

東日本大震災津波の応急対策における問題点及び課題を次の方法により把握した。

- ① 県庁各部署、全市町村及び防災関係機関へのアンケート調査
- ② 現地調査・ヒアリング
- ③ 消防庁通知に基づく防災体制緊急点検及び国等が実施する住民アンケート調査
- ④ 防災会議幹事会議各分科会での検証
- ⑤ 外部有識者からの助言



大船渡市でのヒアリングの様子

## 2 岩手県防災会議幹事会議分科会による検証

岩手県防災会議においては、東日本大震災津波の応急対策結果を踏まえ、県地域防災計画の見直しに資するため、特に重要な項目について、分科会を設置し、外部有識者の助言をいただきつつ、問題点の検証と改善案及び岩手県地域防災計画の見直しに関して検討を行うこととした。

各分科会の所掌事項及び上記の検証項目のうち、分担項目については、表7-1のとおりである。

表7-1 岩手県防災会議幹事会議分科会所掌事項等

分科会	所掌事項	分担項目
第1分科会	通信・情報	① 通信・情報 ※（通信・情報に関する下記2項目も含む） ⑤ 非常用電源の整備状況と実態 ⑫ インフラの被害状況
第2分科会	避難計画	② 避難行動 ③ 避難所運営
第3分科会	物資・備蓄	④ 物資の備蓄・支援

### 3 検証結果について（概要）

#### 1 地震・津波の想定

- ・従前の津波被害想定及び防災対策では、今回の津波に対し対応が不十分であった。

#### 2 避難計画・避難所支援等

- ・従前の避難計画では、今回の津波に対し対応が不十分であった。
- ・避難者支援が十分に行き届かなかった面があった。

#### 3 通信・情報対策

- ・停電や庁舎の被災により、通信手段が限定され、情報収集が困難だった。

#### 4 支援物資、備蓄、燃料

- ・発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足した。
- ・燃料輸送が途絶し、災害に対応する備蓄もなかったことから極端な燃料不足が発生した。

#### 5 被災した市町村の行政機能支援

- ・市町村そのものが機能しなくなった場合の支援体制が整っていなかった。

#### 6 その他

- ・膨大な量のがれきが発生し、災害応急活動の実施に支障を及ぼした。
- ・応急仮設住宅入居後のコミュニティの確立が難航した地域があった。
- ・ボランティアの受入れ体制が早期に整わなかった。

## 4 東日本大震災津波に係る災害対応検証結果と防災対策への反映

検証項目として設定した21項目のそれぞれにおける主な「問題点」、「課題・改善の方向」及び「防災対策への反映」は、表7-2のとおりであり、検証結果から得られた課題改善のための方策及び取組については、今後の防災対策及び県地域防災計画の見直しに反映させることとした。

なお、防災対策へ反映させる必要がある事項については、検討や調整に時間を要する事項を除き、平成23年度における県地域防災計画の見直しに反映（※表7-2「防災対策への反映」欄のうち◆印を付した事項）させたところであり、未反映事項についても、平成24年度以降の見直しに反映させていくこととしている。

**表7-2 東日本大震災津波に係る災害対応検証結果一覧表**

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
1	通信・情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○沿岸市町村等との通信が途絶したこと</li> <li>○被災者への災害情報提供が困難であったこと</li> <li>○県民等の安否確認が困難であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における通信システムの確保</li> <li>○防災行政無線以外の伝達手段確保</li> <li>○複数の情報提供手段の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆通信施設等の津波流失対策、迅速な復旧手段の確保</li> <li>◆情報通信事業者との協力体制の構築、衛星携帯電話等の配備、複数通信手段使用訓練の実施</li> <li>◆マスコミやインターネットの活用</li> </ul>
2	避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従前の津波想定、避難計画による対応に限界があったこと</li> <li>○避難支援従事者が犠牲になったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○最大クラスの津波を想定した避難計画の策定</li> <li>○消防団員等の連絡手段確保、遠隔操作水門等の設置推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆最大クラスの津波を想定した避難計画の策定（浸水予想区域の内外にかかわらず、住民等の避難を軸とする計画とするよう配慮）</li> <li>○避難誘導のルール化</li> </ul>
3	避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難者支援に不十分な面があったこと（情報伝達・物資支援等）</li> <li>○避難所運営がうまくいかない面があったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難所の環境整備</li> <li>○被災市町村のバックアップ体制の確立</li> <li>○避難所運営全般に係る体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難場所等の見直し</li> <li>◆避難生活の長期化に応じた入浴施設等の整備</li> <li>◆避難所運営訓練の実施</li> <li>○避難所運営・管理マニュアルの作成</li> </ul>

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
4	物資の 備蓄・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災当初、水、食料、毛布等の物資が不足したこと</li> <li>○ 物資ニーズ把握が困難であったこと</li> <li>○ 物資集積、輸送等が非効率であり、混乱が生じたこと</li> <li>○ 在宅避難者への物資供給が十分ではなかったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各市町村の備蓄、県の補完備蓄の推進</li> <li>○ 応援職員、ITシステム、ボランティア等の活用による避難所状況の早期把握</li> <li>○ 物資の受入～配送に係る拠点整備</li> <li>○ 在宅避難者の把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 県、市町村の備蓄、家庭・事業所における備蓄推奨</li> <li>◆ 市町村行政機能低下の場合、県は要請を待たずに被災市町村への物資支援を開始</li> <li>◆ 物資集積拠点の確保</li> <li>◆ 発災後早期に、在宅避難者の状況、ニーズを把握できる体制の構築</li> </ul>
5	非常用電源の 整備状況と実態 (通信以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常用電源の不備等が生じたこと</li> <li>○ 非常用電源の燃料が不足したこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常用電源の配備、発電能力の強化</li> <li>○ 非常用電源の燃料備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 避難所及び公共施設等への非常用電源の配備、可搬型発電機の備蓄促進</li> <li>◆ 非常用電源の燃料容量の増大と備蓄促進</li> <li>◆ 停電時を想定し、非常用電源を使用した訓練の実施</li> </ul>
6	県災害対策 本部の 体制と活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の行政機能が喪失した場合の支援体制が整っていないかったこと</li> <li>○ 県本部、広域・地方支部との連携がままならなかったこと</li> <li>○ 情報の共有化が十分でなかったこと</li> <li>○ 県本部の活動が県地域防災計画に定められたとおりの動きとはならなかったこと</li> <li>○ 重点業務の確定、人員配置などで組織立った動きが取れなかったこと</li> <li>○ 担当部署が不明確な業務が多数発生したこと</li> <li>○ 部署ごとの業務量に差があり、他部署への応援が不明確であったこと</li> <li>○ 震災対応業務以外の通常業務により膨大な業務量を抱えた部署があったこと</li> <li>○ 職員や応援職員の業務環境等への配慮が不十分であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県の主体的な被災市町村支援</li> <li>○ 広域・地方支部の組織及び体制の見直し</li> <li>○ 情報や担当部署・問合せ先の共有化手法の検討</li> <li>○ 各所属課等における活動対応マニュアルや新たな業務等の担当の見直し、より実践的な訓練の実施</li> <li>○ 災害対応を部局横断的に実施できるような業務別の組織の構築</li> <li>○ 県本部の分掌事務の見直し</li> <li>○ 全庁的な災害業務等の見込みの把握と人員の効率的な配置を調整する仕組みの検討</li> <li>○ 柔軟な人員配置の実施</li> <li>○ 職員等の執務環境の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 連絡不通時の市町村への県調査班の派遣、大規模災害時における県による自主的応援</li> <li>◆ 平常時から災害対応の準備を行うことを明記</li> <li>○ 応援職員等の派遣による広域・地方支部との連携、支援</li> <li>○ 県庁内における各種会議や電子掲示板の有効活用</li> <li>○ 通常の組織体制にとらわれない有事型の防災対応組織の構築及び事務分掌の見直し</li> <li>○ 通常業務における他の都道府県の応援のほか職員OBの活用</li> <li>○ 食料調達や休憩場所等の確保</li> </ul>



物資集積・搬送拠点となったアピオの様子



DMATによる救助活動

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
7	人命救助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立地域からの救助に時間を要したこと</li> <li>○ 救助活動の現場での連携で、通信手段が確保されず、不十分であったこと</li> <li>○ 海外救助隊への受入が不十分であったこと</li> <li>○ ヘリコプターの安全確保が不十分であったこと</li> <li>○ 県内消防本部の総合調整が不十分であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立地域の上空からの活動受入れ箇所の確保</li> <li>○ 統合調整所、対策合同本部等での調整結果を末端まで浸透させる指揮命令系統の確立</li> <li>○ 国における海外救助隊の受入体制の整備</li> <li>○ ドクターヘリの指揮命令系統の明確化</li> <li>○ 県災害対策本部支援室に詰めた消防機関等が、必要に応じて県内消防本部を指揮できる体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 孤立化想定地域への場外離着陸場、その他ヘリコプターが離着陸できる場所、又は上空から救助できる場所の確保</li> <li>○ 指揮系統及び連絡系統のあり方について検討を行い、実効性のあるマニュアルを作成</li> <li>○ 国に対して海外救助隊の受入、活動の調整等のルール化を図るよう要請</li> <li>○ 地上からヘリコプターへの連絡手段等に関するルールの周知及び徹底</li> <li>○ 県災害対策本部に消防無線を配備し、必要に応じて県内消防本部と連絡できる体制を整備</li> </ul>
8	燃料確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 燃料輸送の途絶により燃料供給に支障が生じたこと</li> <li>○ 庁舎に燃料備蓄設備がなかったこと</li> <li>○ 燃料不足により災害対応車両の活動に支障をきたす懸念が生じたこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民間も交えた燃料確保に向けた体制の構築</li> <li>○ 災害時の燃料供給に係る協定締結</li> <li>○ 優先給油基準の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 石油等供給事業者の災害時における活動体制の確立、応急対策の実施による燃料の確保</li> <li>◆ 岩手県石油商業組合その他業界団体との連携による燃料の確保、国への燃料確保要請の実施</li> <li>○ エネルギー関係機関との連絡会議開催による燃料供給に係る連携強化</li> <li>○ 石油元売業者と自治体間における災害時燃料供給協定の締結</li> <li>○ 優先給油実施の県民への周知</li> </ul>
9	医療活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段が不足していたこと</li> <li>○ 広範囲にわたる多数の避難所等の医療確保に対応するための医療救護体制の仕組みが整備されていないこと</li> <li>○ 停電及び交通遮断により、水、医薬品及び医療資機材の供給機能に支障が生じたこと</li> <li>○ DMAT の指揮、調整等が十分行き届かなかったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 拠点となる医療関係機関に対する複数の通信手段の確保</li> <li>○ 大規模災害時における連携体制の構築や保健医療活動各分野での活動計画の策定</li> <li>○ 災害時における医薬品等供給体制の見直し</li> <li>○ DMAT 調整本部の指揮調整機能の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 拠点となる医療関係機関への衛星携帯電話、無線等の確保</li> <li>○ 被災地ごとに地域の医療救護を調整する地域医療コーディネーターを配置するとともに地域の保健医療関係団体と連携</li> <li>○ 交通手段や通信方法について事前に対策と実際の使用方法などに関する訓練を実施</li> <li>○ DMAT 医師等との連携強化</li> <li>○ 災害の状況に応じた DMAT 活動のあり方や装備の見直し</li> </ul>

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
10	人的・物的被害の集約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災市町村との連絡が断絶したこと</li> <li>○膨大な情報の収集に時間を要したこと</li> <li>○公表する情報の定義の不統一により機関ごとで死者数等の数値に差が生じたこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報通信網の断絶を想定した情報伝達経路の確保</li> <li>○フェーズごとに収集すべき情報の整理及び優先順位付け</li> <li>○被害情報の集計方法のルール化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆通常の情報伝達手段が使用できない場合に備えた被害の情報集約に関するシミュレーションの実施及びこれに対応できる人的体制の構築</li> <li>○県、各防災関係機関から被災市町村への情報連絡員（リエゾン）の配置</li> <li>○各団体間における被害情報の一元化・共有化</li> <li>○人的被害データの集計・計上方法のルール化</li> </ul>
11	広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民に対する一斉周知手段を喪失したこと</li> <li>○市町村を含めたホームページサーバーがダウンしたこと</li> <li>○県内部での役割分担及び連携が不足していたこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線の早期復旧及び防災対策</li> <li>○住民、避難所利用者等に広く情報を周知する方法、手段の検討</li> <li>○ホームページ・サーバーの災害対策及びアクセス殺到への対策実施</li> <li>○広報に係る組織及び分掌事務の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆防災行政無線が停電に対応できるよう、発電機及びバッテリー等の設置</li> <li>◆住民及び避難所利用者等に対し広く効果的に情報を周知する方法及び手段の検討</li> <li>◆サーバーの耐震化、アクセス数殺到への対応策・災害時におけるホームページ以外の情報提供方法の検討</li> <li>○県災害対策本部支援室の広報班及び広聴広報課の各事務分掌について整理、見直し</li> </ul>
12	インフラの被害状況 (通信インフラ以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害による停電、通信途絶に配慮した通信手段が欠如していたこと</li> <li>○インフラ事業者間の連携が不足していたこと</li> <li>○復旧工事に燃料が不足したこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時優先電話、衛星系携帯電話等の複数の通信手段の事前確保</li> <li>○県、市町村災害対策本部等の構成員への各インフラ事業者の参画及び復旧工事の予定、進捗状況等についての情報共有</li> <li>○各インフラ事業者による備蓄のほか、燃料の調達・確保計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆衛星系携帯電話等複数の通信手段確保</li> <li>○総合調整所の活用による情報共有・県災害対策本部へのインフラ復旧チームの設置</li> <li>○自家用タンクの設置・燃料関係団体との災害時協定の締結</li> </ul>



災害対策本部にも断片的な情報しか入らない状況が続いた



大槌町の火災(3月12日)

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
13	孤立地域の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村等における孤立地域の把握に限界があったこと</li> <li>○ 孤立地域への物資の輸送が困難であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立地域への複数の通信手段の確保</li> <li>○ 孤立地域へのアクセス道路の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 各機関における通信施設・設備等の耐震化、津波流失対策</li> <li>○ 衛星系携帯電話等の通信手段の確保</li> <li>○ 地上からパイロットへのメッセージをわかりやすく表示する手段の周知</li> <li>○ アクセス道路の高台への整備及び複線化</li> </ul>
14	消火活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防庁舎及び消防車両が被災したこと</li> <li>○ 火災、救助、救急事案が同時多発したこと</li> <li>○ 関係機関と調整を行う現地指揮本部が不在であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空中消火体制の確保</li> <li>○ 関係機関との効果的な連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 空中消火用資機材の整備</li> <li>◆ ヘリコプターの離着陸場の確保</li> <li>○ 自然水利の把握、消火資機材の調達先リスト化等の重層的な消火手段の確保</li> <li>○ 航空燃料備蓄倉庫や防火水槽を備えた複合型ヘリ前線基地を整備</li> <li>○ 関係機関の役割の明確化及び指揮命令系統の統一</li> <li>○ 全関係機関が交信できる通信設備の配備の検討</li> </ul>
15	遺体処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体発見から火葬までの流れ及び分担が不明確であったこと</li> <li>○ 遺体捜索に当たる関係機関の連携が取れていなかったこと</li> <li>○ 遺体安置所における検死スペースや資機材が不足していたこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体処置の流れの整理及び各段階における警察、消防、自衛隊等と県、市町村災害対策本部の役割の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体処置に関する広域的な支援体制の確立</li> <li>○ 行政、医療機関、民間事業者等を含めた遺体処置に係る県全体の連携要領の制定</li> <li>○ 遺体安置所、火葬所等の計画的準備・関係機関の連携による資機材の早期確保</li> </ul>



遠野市総合運動公園に駐留する自衛隊



がれきの中、御遺体を搬送する消防、自衛隊

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
16	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティアの受入体制が早期に整わなかったこと</li> <li>○ ボランティアの受入れ及び手配に係るコーディネートが不十分であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県、市町村及び各ボランティア関係団体による受入体制の構築、各団体の役割分担の明確化</li> <li>○ ボランティアコーディネート機能の向上を図ること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 行政及び各ボランティア関係団体等による災害ボランティア受入体制の構築</li> <li>○ 行政と各ボランティア関係団体との連携及び役割分担の明確化、災害ボランティアコーディネーターの育成</li> </ul>
17	後方支援体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後方支援に係る災害救助費の適用が不明確であったこと</li> <li>○ 発災当初における遠野市（後方支援基地）と県との連携が不足していたこと</li> <li>○ 幹線道路の寸断による支援が困難であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県・国レベルでの後方支援に係る仕組みづくり</li> <li>○ 後方支援に係る県の支援体制の確立</li> <li>○ 災害に強い交通・道路網の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 後方支援の法的課題に係る国への要望</li> <li>○ 広域防災拠点の枠組みの中で、後方支援拠点を位置付け</li> <li>○ 災害に強い交通ネットワークの構築推進</li> </ul>
18	被災した市町村の行政機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町村の行政機能が喪失した場合の支援体制が整っていないかったこと</li> <li>○ 庁舎被災により行政データが流失したこと及びデータ復旧等に時間を要したこと</li> <li>○ 被災市町村への職員派遣の調整に時間を要したこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県の主体的かつ自主的な被災市町村支援</li> <li>○ 行政データのバックアップ体制の確立</li> <li>○ 災害時における職員派遣の仕組みの構築及び職員派遣に係る事前計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 連絡不通時の市町村への県調査班の派遣、大規模災害時における県による自主的応援</li> <li>◆ 災害復旧時における行政データ継続利用体制及び早期復旧体制の構築</li> <li>○ 職員派遣に係る調整、役割分担及び情報共有のルール化、被災市町村への迅速な職員派遣を可能とする体制の構築</li> </ul>
19	他都道府県等からの応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域的大規模災害時における遠隔地の都道府県等からの支援受入れに係る準備が不足していたこと</li> <li>○ 他都道府県等からの派遣職員の受入れ及びコーディネート機能並びに同職員に対する支援体制が不足していたこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠隔地の都道府県等との相互応援体制の整備</li> <li>○ 災害時における他都道府県等からの職員派遣受入れ全般に係る体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 遠隔地の都道府県等との相互応援協定の締結に努めること</li> <li>○ 他都道府県等からの派遣職員について、県災害対策本部における位置付けの明確化、職員派遣の申し出に係る対応のルール化、現地コーディネートの方法も含めた運用要領等の受援計画の策定</li> </ul>



がれき・ごみの処理を手伝うボランティア



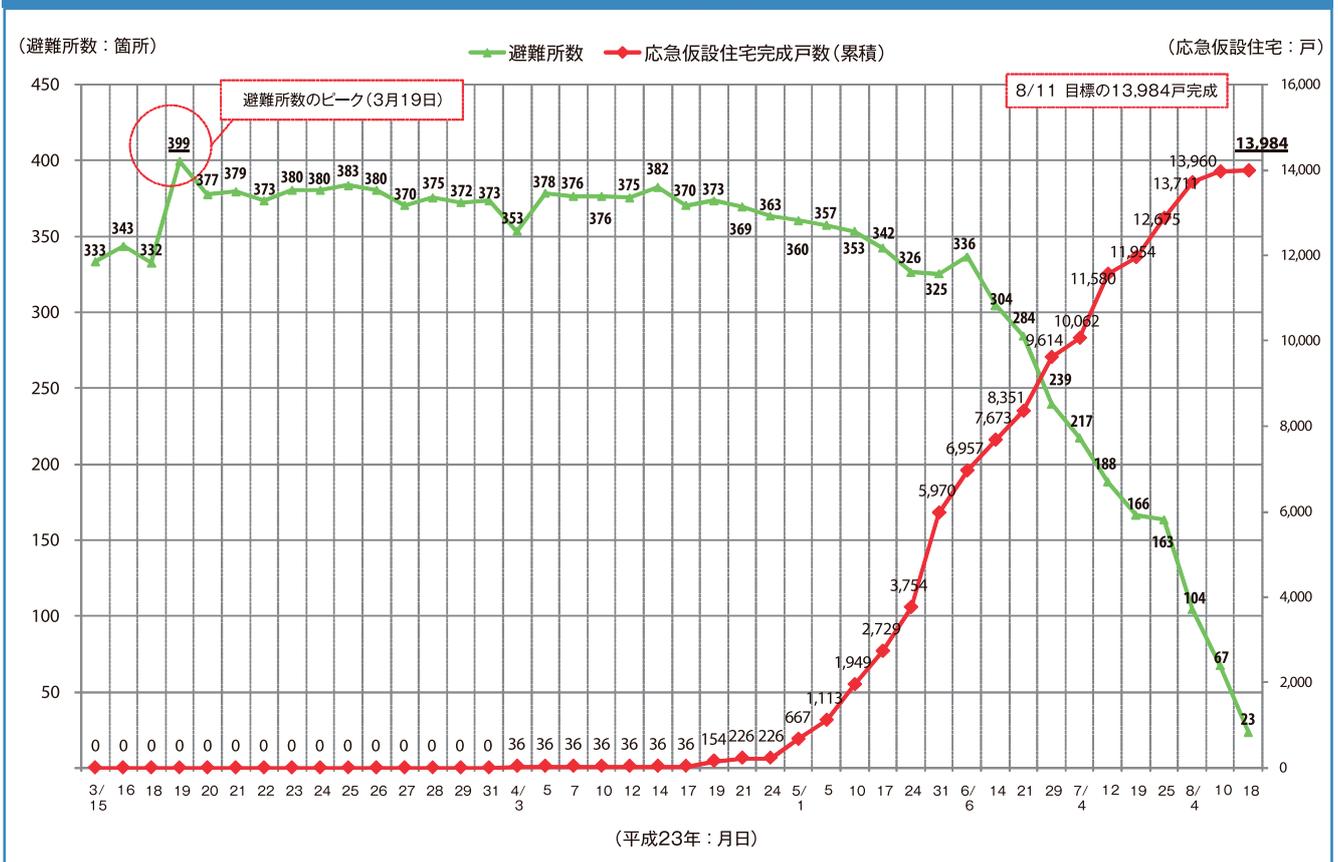
遠野市後方支援活動において物資搬送拠点となった遠野市稲荷下屋内運動場



支援物資の搬入作業を行う関西広域連合からの災害対応支援職員

No.	検証項目	問題点	課題・改善の方向	防災対策への反映 (◆印:23年度の地域防災計画の見直し対象)
20	がれきの撤去・処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波被害の特殊性（広域的ながれき撤去）が十分に想定されていなかったこと</li> <li>○ がれき仮置場の適地確保が困難であったこと</li> <li>○ 処理量を超えたがれきの広域的処理に係る検討が不十分であったこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域的ながれき撤去を想定した実施体制、方法、燃料等確保に係る検討</li> <li>○ 仮置場の広域的配置の検討</li> <li>○ がれき広域処理に係るスキームの策定</li> <li>○ 災害廃棄物処理に関する他自治体との協力体制構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国・県・市町村一体となったがれき撤去及び処理の推進、各関係機関との連携を強化</li> <li>○ 関係機関を交えた広域的ながれき撤去及び処理に係るスキームの確立</li> </ul>
21	仮設住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仮設住宅の不具合及び住宅内容・環境の格差等が生じ、相当数の苦情が寄せられたこと</li> <li>○ 仮設住宅入居後において、入居者間のつながりが希薄であったこと</li> <li>○ 用地選定及び確保に時間を要したこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 完成検査の徹底、仮設住宅に関する苦情等への対応窓口設置</li> <li>○ 入居後のコミュニティ構築に配慮した入居者決定及び行政等の積極的支援</li> <li>○ 用地選定ノウハウの共有化、仮設住宅建設候補地の事前選定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 仮設住宅に関する苦情等の窓口設置</li> <li>◆ 入居後のコミュニティ維持に配慮した入居者決定方法の検討</li> <li>○ 自治組織未設置の団地に対する行政等の積極的関与による住民意識啓発</li> <li>○ 職員間における用地選定ノウハウの情報共有化、仮設住宅建設候補地のリスト化</li> </ul>

岩手県内の避難所数と応急仮設住宅完成戸数との推移相関図



【避難所数-岩手県総合防災室調べ、応急仮設住宅完成戸数-岩手県建築住宅課ホームページより】

# 「岩手県東日本大震災津波復興計画」の概要

## 1 策定の趣旨

平成23年3月11日に東日本を直撃したマグニチュード9.0の大地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震によって、多くの尊い命と財産が奪われた。

本県においては、明治29年、昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波等による被害状況を踏まえ、津波対策として防潮堤等の防災施設の整備や地域防災の取組などを進めてきたが、今回の津波は、過去の津波を凌ぐ大規模なものであり、これまで数多くの災害に見舞われてきた本県にとっても、かつて経験したことのないような大災害となった。

今、この筆舌に尽くしがたい状況を目の当たりにして、私たち県民一人ひとりの胸には、「人命が失われるような津波被害は今回で終わりにする」という決意と、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、「安全に、暮らし、働くことができる地域社会」を取り戻そうとする思いがあふれている。

この「岩手県東日本大震災津波復興計画」（以下「計画」という）は、このような切なる思いを実現するべく、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、沿岸地域をはじめとした岩手県全体が、震災を乗り越えて力強く復興するための地域の未来の設計図として、被災住民・市町村の意見等を十分踏まえながら、「岩手県東日本大震災津波復興委員会」（委員長：藤井克己岩手大学学長）をはじめとする県内外の専門家、学識経験者からの提言等に基づき、岩手県が策定したものである。

なお、本県では、平成21年12月に「いわて県民計画」を策定し、「いっしょに育む『希望郷いわて』」の実現に向けて、「仕事」、「暮らし」、「学び・こころ」の分野ごとに、県民一人ひとりの「実現していきたい岩手の未来」を描き、その実現に向けた様々な施策を県民の総力を結集しながら展開してきたところである。今回の大震災津波を踏まえ、「いわて県民計画」に基づく施策の推進を基本としつつも、復興

に関する事項については、本計画に基づき推進するものである。

## 2 計画の役割

この計画は、大震災津波からの復興に当たって、次の役割を担う。

- [1] 被災者に寄り添い、一人ひとりの安全を確保し、その暮らしの再建となりわいの再生を支援する計画である。
- [2] 被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、その自主的な復興を支援する計画である。
- [3] 復興に当たって、県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など、地域社会を構成するあらゆる主体が一体となって取り組むための指針となる計画であるとともに、県としての施策の方向や具体的な取組内容を示す計画である。
- [4] 岩手県としての復興の方向性と取組を明らかにし、国に対して、必要な復興事業の推進や支援を提案・要望する計画である。
- [5] 国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画である。

## 3 計画の構成

この計画は、復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取組の内容等を示した「復興基本計画」と、施策や事業、工程表等を示した「復興実施計画」により構成する。

復興に向けては、被害の広域性、複合性、多様性、規模の大きさから、緊急的、短期的、中・長期的な取組を重層的に進めていくことが必要であることから、一体的な戦略に基づき取組を進め、復興を目指す。

## 4 計画の期間

この計画は、本県における迅速な復興の推進を図

るとともに、平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据え、平成23年度から平成30年度までの8年間を全体計画期間とする。

「復興実施計画」については、第1期（平成23年度から25年度までの3年間）、第2期（平成26年度から28年度までの3年間）、更なる展開に向けた連結期間となる第3期（平成29年度から30年度までの2年間）に区分し、取組を推進する。

このうち、第1期復興実施計画の期間を基盤復興期間と位置付け、特に集中的な復興の取組を行う。

なお、被災市町村が策定する復興計画等に基づく取組との整合性については十分配慮し、当該市町村との連携を図り、その復興が着実に達成されるように取組を進める。

## 5 復興の主体

復興に当たっては、県民をはじめ、各分野や地域

等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関、行政など、地域社会のあらゆる構成主体が連携して「復興の主体」となり、その総力を結集し、地域社会に根ざした復興をなし遂げる。

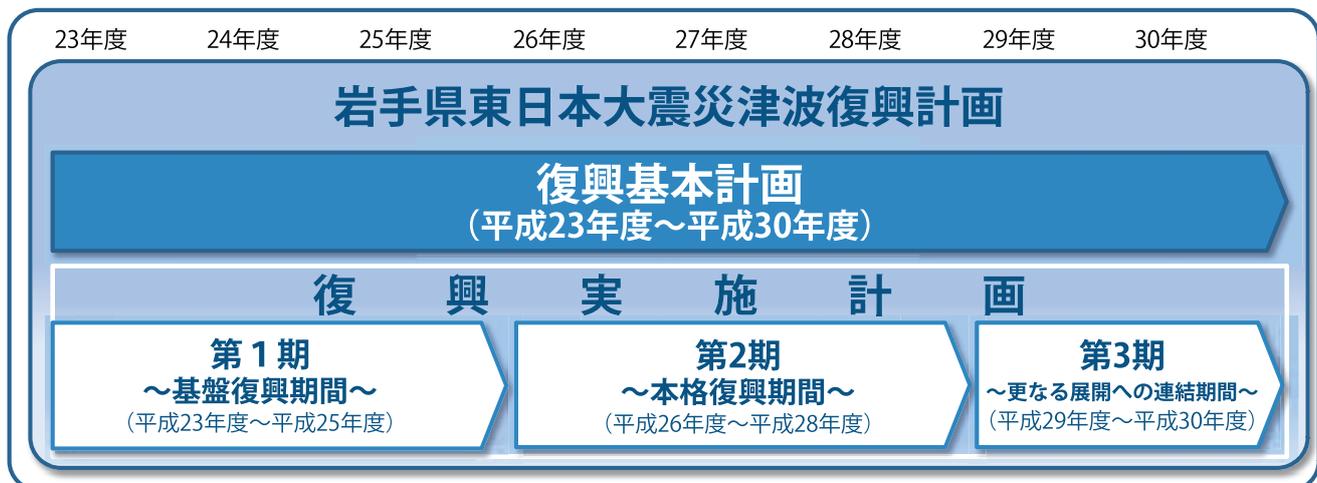
また、全国、世界各地から寄せられている様々な支援や参画の広がりを契機とし、本県における復興への共感に基づく積極的な「つながり」を力に、開かれた復興を実現する。

## 6 対象地域

この計画は、特に甚大な被害を受けた沿岸市町村を主な対象としているが、今回の大震災津波によって、内陸地域においても直接的な被害や社会経済的な影響が広く及んでいること、また、復興の達成に向けては、沿岸地域と内陸地域が一体となった取組が必要であることから、内陸地域を含む県内全体を対象地域とする。

## 《 計画の構成及び期間 》

復興基本計画	復興に向けての「目指す姿」や原則、具体的取組等を明らかにするもの
復興実施計画	復興のために行う施策、事業及びその工程表等を明らかにするものであり、3つの期間に区分して策定



## 7 復興の目指す姿と3つの原則

### 1 復興の目指す姿

- 今回の大震災津波による犠牲と被害の大きさと「津波はいつかまた来る」ことを胸に刻み、「人命が失われるような津波災害は今回で終わりにする」との決意のもと、単なる現状復旧にとどまるのではなく、科学的、技術的な知見に立脚した津波対策の方向性やまちづくりのランドデザインを基にした安全で安心な防災都市・地域づくりによる復興を実現する。
- 犠牲者の故郷への思い、脈々と地域に継承されてきた歴史や文化を次代に継承し、復興を果たした「ふるさと」が、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることのできるような地域社会づくりを通じた復興

を実現する。

- 「なりわい」と「暮らし」を早急に再生し、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことができる被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する。
- 地域の主体的な考えを踏まえ、コミュニティの回復・再生を図りながら、三陸の海が持つ多様な資源や潜在的な可能性などの特性を生かした復興を実現する。
- 全国、世界から寄せられている支援や参画の広がりをつなげとして、人と人、地域と地域といったつながりを更に広げ、多様な参画による開かれた復興を実現する。

こうした考え方を踏まえ、次のとおり目指す姿を掲げる。

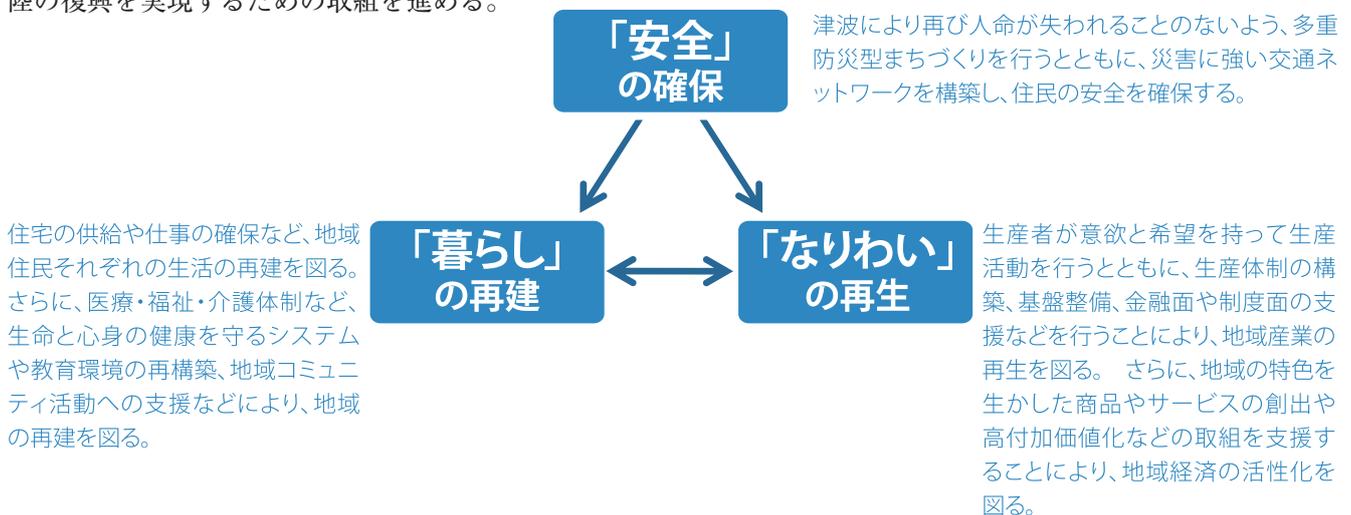
#### 《目指す姿》

# いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造

### 2 復興に向けた3つの原則

復興に向けた歩みを進めるに当たっては、まず、「安全」を確保しなければならない。その上で、被災者が希望を持って「ふるさと」に住み続けることができるよう、「暮らし」を再建し、「なりわい」を再生することによって、復興の道筋を明確に示すことが重要である。

このことから、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興に向けた3つの原則として掲げ、この原則のもとで、地域のコミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、ふるさと岩手・三陸の復興を実現するための取組を進める。



## 8 復興に向けたまちづくりの グランドデザイン

### 1 まちづくりの考え方

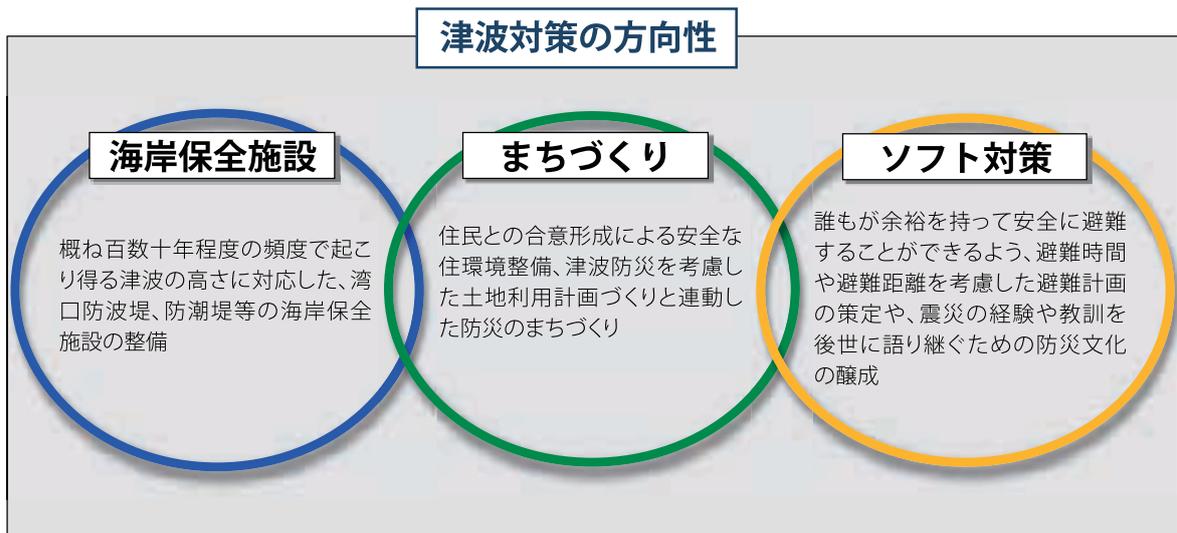
まちづくりのグランドデザインは、「まちづくりの視点」を踏まえ、「津波防災の分類」と「多重防災型まちづくりのツール」を効果的に組み合わせて検討するものである。

今回、市町村が被災地域ごとに作成する復興プラ

ン等の参考としてもらうため、被災地域における被災の程度と土地利用の形態から被災分類し、それぞれの被災状況に応じた復興パターンをまちづくりのグランドデザインとして示した。

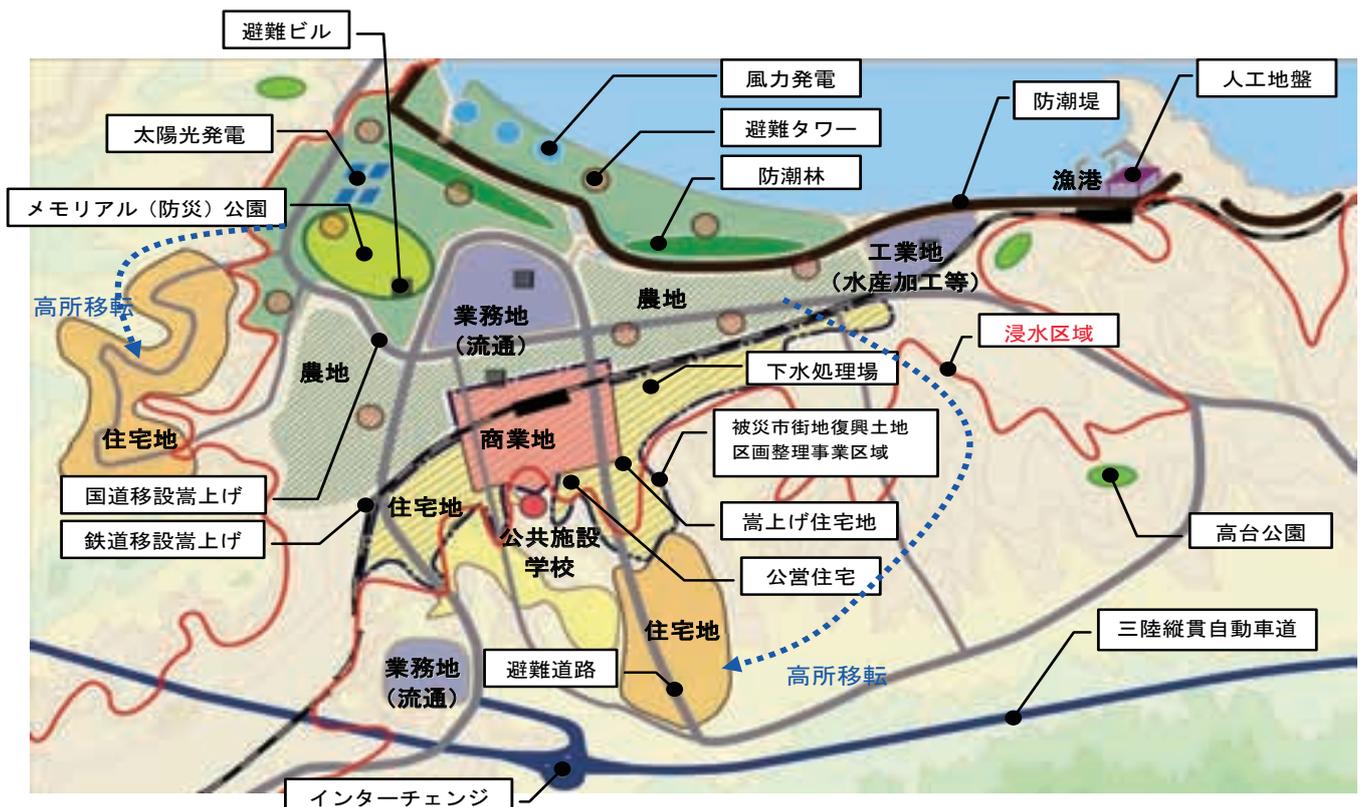
### 2 津波対策の基本的考え方

再び人命が失われることがない多重防災型まちづくりと防災文化を醸成し継承することを目指す。



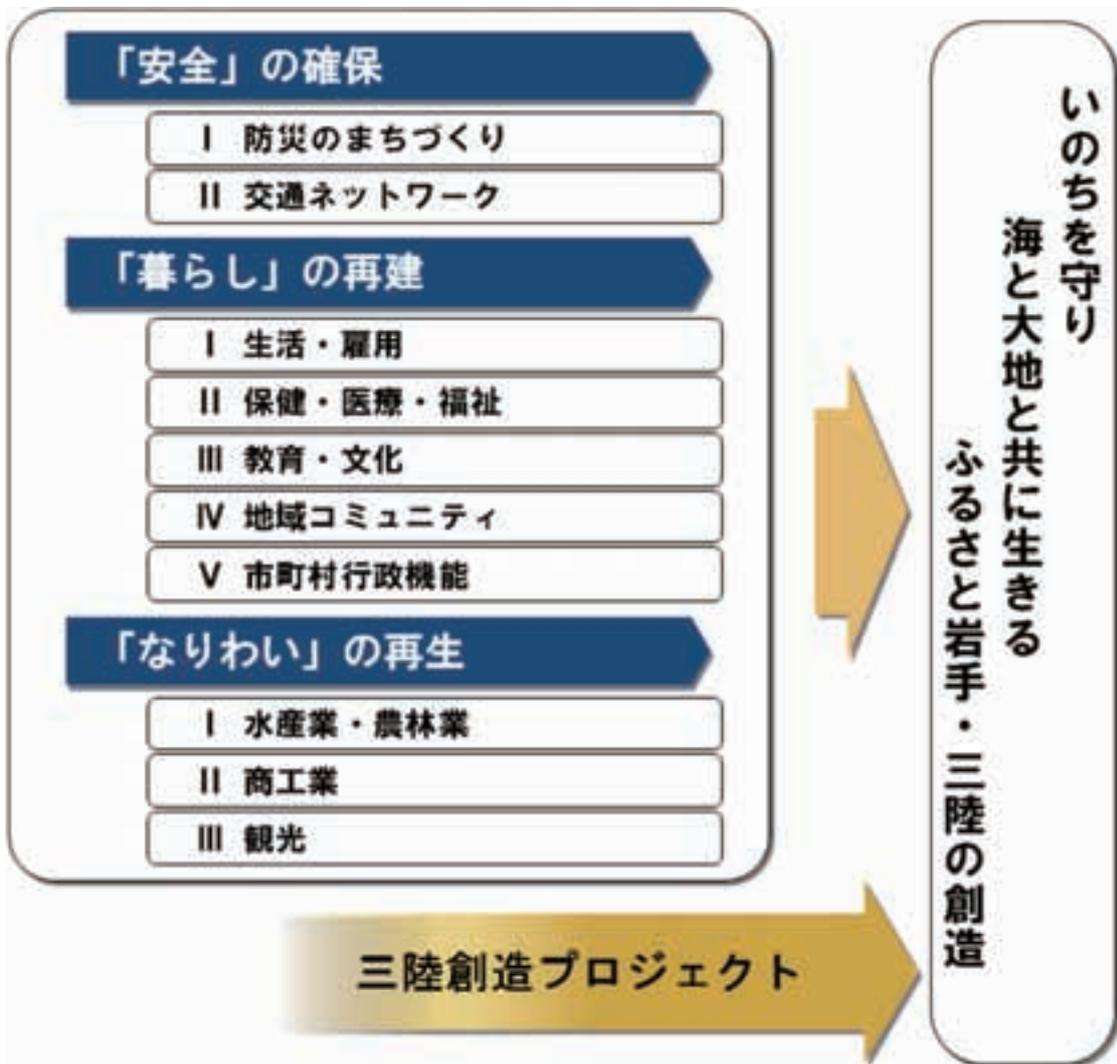
## 多重防災型まちづくり

### 3 まちづくりのグランドデザインのモデル(例)



9 復興に向けた具体的取組

1 目指す姿の実現に向けた取組の体系



2 3つの原則①「安全の確保」

津波により再び人命が失われることのないよう、多重防災型まちづくりを行うとともに、災害に強い交通ネットワークを構築し、住民の安全を確保する。

防災のまちづくり

津波対策の基本的考え方（海岸保全施設・まちづくり・ソフト対策）を踏まえた多重防災型まちづくりにより、津波等の自然災害による被害を最小限に抑え、どのような場合でも人命と暮らしを守る安全

で安心な防災都市・地域づくりを進める。

また、住民の故郷への思いや地域の歴史、文化・伝統を踏まえた住民主体の新しいまちづくりを進める。

交通ネットワーク

災害時等の確実な緊急輸送や代替機能を確保した信頼性の高い道路ネットワークの構築や、救護活動や人員輸送を支える港湾や空港・鉄道の機能強化により、災害に強い交通ネットワークの構築を進める。

### ③ 3つの原則② 「暮らしの再建」

住宅の供給や仕事の確保など、地域住民それぞれの生活の再建を図る。さらに、医療・福祉・介護体制など、生命と心身の健康を守るシステムの再構築や教育環境の再構築、地域コミュニティ活動への支援などにより、地域の再建を図る。

#### 生活・雇用

安全で良質な住宅及び宅地の供給を進めるとともに、住宅再建・確保に際しての様々なニーズに対応する各種支援制度及び相談窓口を設置する。また、緊急的に雇用の維持・創出を図るほか、地域の産業振興を図り、女性・高齢者・障がい者・若者を含め安定的な雇用の場を創出する。

#### 保健・医療・福祉

被災した医療機関や社会福祉施設等の機能を早期に回復し、きめ細やかな保健活動やこころのケア、保護を必要とする子どもの養育支援などを実施する。また、質の高い保健・医療・福祉サービスを継続的に提供する体制を再構築する。

#### 教育・文化

学校、家庭、地域が協働して子どもたちの心のサポートを行い、東日本大震災津波体験を踏まえた防災教育や、全県的な教育プログラムを進めることにより、学びの場の復興を図る。また、生きる活力を生み出し、地域の誇りや愛着を深めるため、文化芸術活動及び伝統文化等の保存・継承を支援する。

#### 地域コミュニティ

地域の結束力が更に強まるよう、地域コミュニティ活動の環境を整える。更に、すべての人が安心して地域で生活できるよう、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組を支援する。また、地域住民やNPOなど「新しい公共」の担い手が主役となって市町村と協働して進める復興のまちづくりを支援する。

#### 市町村行政機能

被災により行政サービスの提供に支障が生じている市町村の行政機能の早期復旧を支援し、市町村が地域住民とともに新しいまちづくりの構想を描ける環境を整える。

### ④ 3つの原則③ 「なりわいの再生」

生産者が意欲と希望を持って生産活動を行うとともに、生産体制の構築、基盤整備、金融面や制度面の支援などを行うことにより、地域産業の再生を図る。さらに、地域の特色を生かした商品やサービスの創出や高付加価値化などの取組を支援することにより、地域経済の活性化を図る。

#### 水産業・農林業

##### ＜水産業＞

地域に根ざした水産業を再生するため、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進める。また、地域の防災対策や地域づくり、水産業再生の方向性を踏まえた漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の復旧・整備を推進する。

##### ＜農林業＞

沿岸の地域特性や地域づくりの方向性等を踏まえた生産性・収益性の高い農業を実現するため、園芸産地の形成や農地等の農業生産基盤、海岸保全施設等の復旧・整備を進める。また、地域の木材加工体制の再生を図るため、被災した合板工場等の復旧・整備を支援するとともに、地域の防災対策を踏まえた防潮林等の復旧・整備を進める。

#### 商工業

被災地域の経済を支える中小企業等の事業再開や復興に向けた支援を実施し、早期に経済の収縮に歯止めをかけるとともに、新たな商店街の再構築によるにぎわいの回復や地域の特性を生かした産業の振興を支援する。また、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や、地域特性を生かした学術研究等により地域経済の活性化を促進する。

#### 観光

多くの観光資源が失われた沿岸地域の観光産業の早期復旧・復興に努め、魅力あふれる観光地や観光産業を創造し、震災に負けない、がんばる岩手を広く国内外へ情報発信することにより、観光立県を確立する。

⑤ 三陸創造プロジェクト

三陸創造プロジェクトは、三陸地域の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、復興を象徴し、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指すという観点から、これを体現するリーディング・プロジェクトとして実施するものである。

科学技術分野

『国際研究交流拠点形成』プロジェクト

環境共生・再生可能エネルギー分野

『さんりくエコタウン形成』プロジェクト

津波災害への次世代への継承

『東日本大震災津波伝承まちづくり』プロジェクト

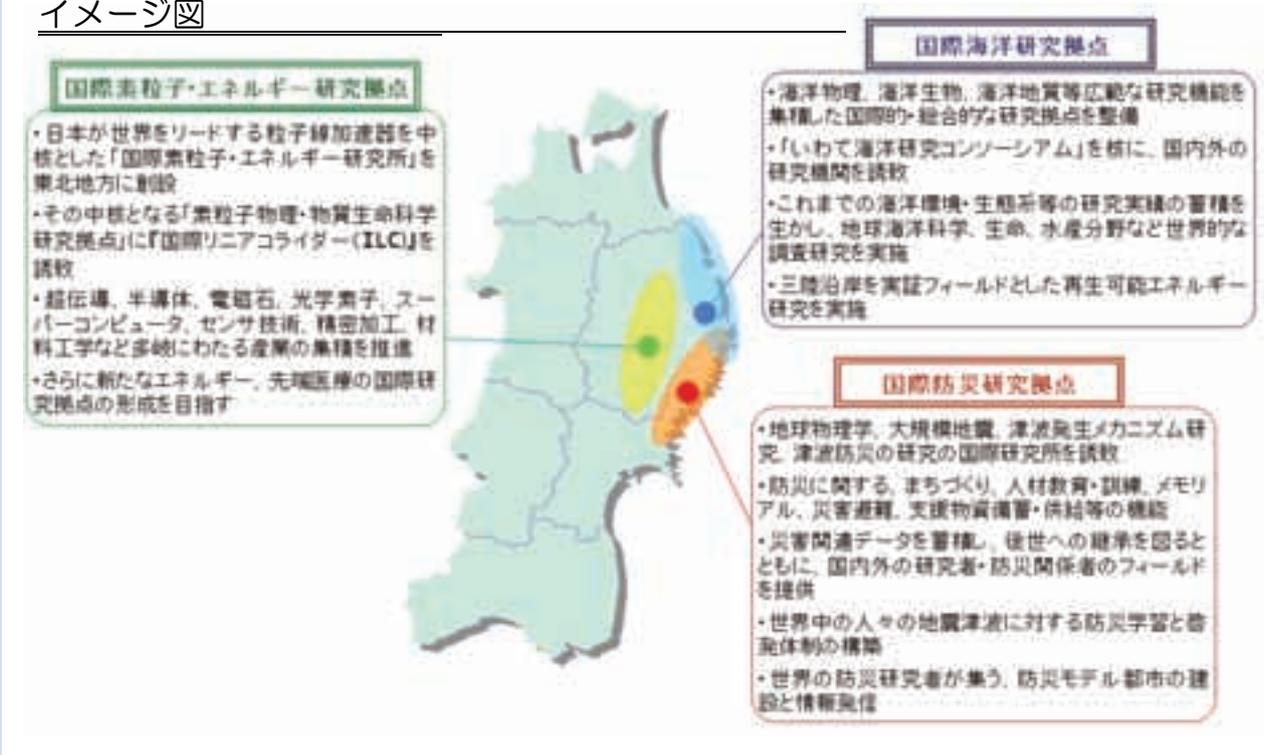
産業振興分野

『さんりく産業振興』プロジェクト

新たな交流による地域づくり

『新たな交流による地域づくり』プロジェクト

イメージ図



## 〈参考〉復興への歩み



## 10 復興の進め方

### 1 市町村と連携した復興の取組

#### (1) 被災市町村との連携

復興の実現に向けて、県は、被災市町村の状況と復興に向けた考え方を十分に踏まえて計画を策定し、県の取組を重点的に進めるとともに、制度的、人的・技術的な面などから被災市町村の取組を最大限支援することが重要である。

このため、復興に向かって歩みを進めるに当たっては、被災状況や土地利用の状況、産業構造等の地域特性を十分に尊重しつつ、被災市町村の復興計画等の策定段階や実施段階など、それぞれのステージにおいて当該市町村との連携を図りながら、復興が着実に達成されるよう取組を推進する。

#### (2) 内陸市町村との連携

今回の大震災津波においては、発生直後から被災地の後方支援活動拠点として様々な支援を行っている遠野市をはじめ、内陸地域の市町村による被災地への支援が継続的に実施されている。

このように、復興に向けては、沿岸地域と内陸地域の連携による全県一体となった継続的な取組が重要であり、県として、内陸市町村とも情報共有・意見交換を密にしながら十分な連携を図り、

県全体として痛みと希望を分かち合いつつ、長期的な視野に立った取組を推進する。

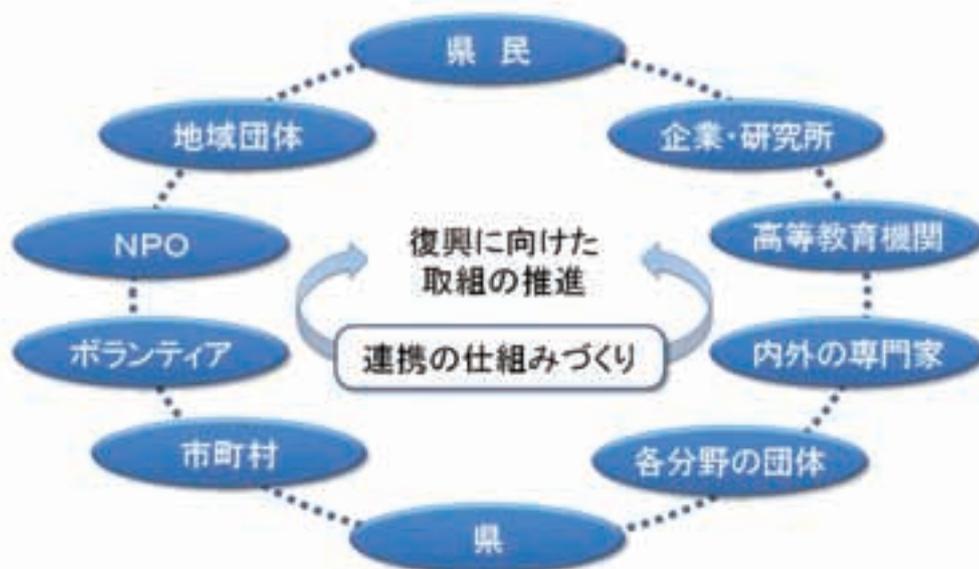
### 2 県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など県内外の多様な主体との連携

今回の大震災津波の発生以降、県民はもとより、全国や海外から様々な支援が寄せられるとともに、被災者一人ひとりに寄り添う様々なボランティア活動などが展開されている。被災者の「暮らし」の再建や「なりわい」の再生などの復興に向けた取組に当たって、こうした県民、各分野や地域等の関係団体、企業、NPO、高等教育機関をはじめとした多様な活動主体による「新しい公共」が果たす役割は大きい。

「いわて県民計画」においても、地域社会を構成するあらゆる主体が、共に支え合い総力を結集していくという「地域経営」の考え方に基づく取組を推進してきたところであり、復興に向けても、こうした「新しい公共」の力が最大限に発揮されるよう、民間を中心とした多様な復興活動の展開のための連携の仕組みづくりを促進し、その活動を支援する。

また、被災に伴い、地域や職場、家庭でのつながりが薄れることによって社会的な孤立が生じることが懸念されており、こうした課題に対応し、被災者

復興に向けた多様な主体との連携のイメージ



一人ひとりにとっての復興を実現するため、女性や高齢者、障がい者、子ども、若者、外国人県民等の視点も含めた、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の観点に立った取組の展開が図られるよう留意する。

さらに、災害直後からの救援・復旧に当たって全国や海外と培われたつながりの芽を大切にし、引き続き、復興に向けた多様な連携の輪を広げていく。

### 3 国家プロジェクトとしての復興の提案等

今回の大震災津波は、被害の広域性・甚大性から、県や市町村において対応できる範囲を大きく超える国家的な災害となっている。また、本県沿岸地域をはじめとする東北の被災地が今回の大震災津波からの復興を遂げることは、日本全体の復興と、更なる発展に結び付くものである。

このため、県では、復興に向けた必要な措置を講じるよう、国に対して提案等を行っているところであり、この計画で、県としての復興の方向性と取組を明らかにしながら、引き続き、国に対して必要な提案等を行っている。

### 4 他の地方公共団体との連携

今回の大震災津波は、本県のみならず、宮城県、福島県など広範な地域に未曾有の被害をもたらしている。また、災害に伴う産業活動の停滞や風評被害などによる社会経済への影響も甚大であり、今後の復興に向けた様々な課題を克服していくため、本県として進める取組のほか、これら被災県、さらには、北海道・東北などの連携による県境を越えた取組を行っている。

さらに、発災以降、本県に現地事務所を設置した関西広域連合をはじめ、東京都、静岡県、名古屋市など、多くの地方公共団体から力強い支援の手が差し伸べられており、こうした連携は、新たな地方自治の姿を示唆するものと考えている。引き続き、地方公共団体との連携も復興の力としながら、取組を進めていく。

### 5 復興財源の確保

復興のためには、国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大、採択基準の弾力化等、国の力強い支援を基本とした措置の創設が不可欠であり、国に対して強く要請していく。

国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大がなされた場合でも、地方が負担する費用は膨大とな

り、また、国庫補助制度等のすき間を埋めるきめ細かな単独事業の実施が重要であることから、これらの地方負担に対する財源措置の充実・確保が必要である。さらに、「復興一括交付金」など地方の創意工夫を発揮させる自由度の高い仕組みの創設なども必要であるため、これらについて引き続き国に対して強く要請していく。

また、本県では、独自課税として、「いわての森林づくり県民税」及び「産業廃棄物税」を実施し、それぞれの課税目的に則した施策を展開してきたところであるが、これらの税収についても、制度趣旨に基づく範囲において復興のために活用していく。

### 6 計画の進行管理

迅速な復興を達成するため、計画の進行管理については、計画のマネジメントサイクルに基づき、県が行う施策、事業の実施状況や進捗について明らかにし、計画の実効性を高め、その着実な推進を図るとともに、次に実施する取組につなげていく。

## 第3節

## 復興の足跡 「いわて復興だより」から

県では、復興に向けて歩み出した「岩手の今」を県内、そして全国に発信していくため、平成23年7月以降、「いわて復興だより」を発行し、被災地の復興に向けた取組を中心に紹介してきた。

ここでは、復興だよりに掲載された話題の中から、主なものを抜載し、これまでの復興の歩みを紹介する。

## 創刊号(平成23年7月1日)

被災地では予定している仮設住宅が全て着工するなど、復興に向けて少しずつ前進しています。復興に向けて歩み出した岩手の今をご紹介します。

## ◆復興基本計画案を公表！

岩手県では、東日本大震災津波からの復興を進めるため、復興基本計画案を公表しました。

再び人命が失われることがないように「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を目指す姿としています。また、復興に向けた3つの原則として「安全の確保」「暮らしの再建」「なりわいの再生」を掲げ、緊急の取組から長期的な取組まで復興に向けた歩みを示しています。

現在、パブリックコメント（7月31日まで）を実施中。今後、地域説明会等を開催し、その意見をさらに反映させ、今秋に策定する予定です。

## ◆「平泉の文化遺産」が世界遺産に！

6月29日、「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録されました。

## ●世界遺産委員会で行った知事スピーチ(抜粋)

3月11日の大震災で被害を受けた地域である岩手県の知事として、われわれにいただいた皆様の温かい温情の気持ちと大きなご支援に感謝を申し上げます。

そしていま、平泉を世界遺産リストに登録いただいたことに対し、世界遺産委員会に御礼申し上げます。平泉の登録は、平泉の建設のもともとの理念に立ち返りながら、3月11日の惨禍からの復興とい

う途方もない任務に直面している私たちに対し、大きな勇気を与えてくれるものです。

われわれの前に立ちはだかる課題は容易なものではありません。しかし、本日の登録が私たちに与えてくれた力は、必ずや目的達成に成功するであろうことを物語っています。私が本日感じている歓喜と皆様への感謝の念は、必ず将来の世代に受け継ぎます。それにより平泉の遺産をしっかりと保全していくことができるでしょう。

## 第2号(平成23年7月20日)

## ◆遠野市の後方支援活動

遠野市は、今回の大震災で、沿岸被災地域への後方支援活動の拠点として、重要な役割を果たしています。

津波で甚大な被害を受けた大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市まで半径50キロ以内に位置し、車での所要時間は約1時間。その立地環境などから遠野市は平成19年度から「地震・津波災害における後方支援拠点施設整備構想」を進めていました。

県の「災害対策本部遠野支援基地」のほか、自衛隊、警察、消防、行政機関、医療・福祉などの関係団体、ボランティア団体など、多くの団体が遠野市に集結、被災地支援を行ってきました。

また、遠野市では、高齢者や子育て世帯へのケアを重視した仮設住宅の建設を進め、7月16日から入居が開始されました。愛称は「希望の郷『絆』」です。

## ◆仮設テントで商店街を再開(山田町)

市街地の多くが被害にあった山田町では、公園の仮設テントで9つの商店が営業を再開しました。遠くまで買い物に行けない町の人たちの感謝の声に支えられています。50年続く書店の店主は「店も自宅も津波で流されて……。でも、買い物に来てくれるとうれしい」と話しています。町は仮設商店街を通じて少しずつ日常を取り戻そうとしています。

### 第3号(平成23年8月11日)

## ◆自衛隊の皆さん、ありがとうございました!

東日本大震災津波の発災以来、県内被災地の災害支援活動を続けていた自衛隊が、7月26日、任務を終了しました。達増知事が同日朝の県災害対策本部員会議で撤収を要請し、138日間にわたった支援活動を終えたものです。

県庁前で開かれた感謝式には、県庁職員ら約300人が出席。陸上自衛隊第9師団の幹部約30人を前に知事が「危険を顧みず任務を果たしてこられたことに心からの敬意を表します。今回の災害は自衛隊の支援なくしては対応不可能だった。その活動に多くの県民が深い感謝と尊敬の念を抱いています」と、感謝の言葉を述べました。

これに対し、林師団長からは「各地で多くの激励をいただいたことに感謝申し上げます。陸上自衛隊は



県庁前で行われた感謝式

いついかなる時でも出動し皆様のそばに立つ覚悟。力強く邁進され、被災地域に多くの笑顔が戻り、美しくよみがえることを祈念する」との言葉をいただきました。

撤収後、県庁では自衛隊の方を見かけることがなくなり、ちょっぴり寂しさも感じます。

自衛隊の皆さん、長い間ありがとうございました!



自衛隊の県内での支援活動は138日間に及んだ

### 第4号(平成23年9月1日)

## ◆被災後最初のお盆を迎えました

東日本大震災津波後、最初のお盆を迎え、被災地の仮設住宅では、先祖を迎えるため、部屋の中に祭壇(精霊棚)を設けた世帯も見かけられました。

また、普段は離れて暮らしている家族や親戚など、多くの方が帰省し、お墓参りや迎え火で先祖や津波で亡くなった家族らの冥福を祈りました。そんな中、岩泉町小本地区の仮設住宅団地では、お盆の15日と16日、地域のつながりと元気を取り戻そうと盆踊りが行われました。参加者の一人は「泣いてばかりもいられないから……」と話します。会場にはたくさんのお盆旗がたなびいていました。

## ◆なでしこジャパン・岩清水選手からメッセージ

FIFA女子W杯ドイツ2011で見事優勝を果たし、8月8日に「岩手県県民栄誉賞」が贈呈された滝沢村出身の岩清水梓選手より、応援メッセージをいただきました!

東北のみなさんへ  
 忘れたことはありません。  
 いつも自分にできることを考えています。  
 今回「良い結果を届ける」その一心でした。  
 メダルを持ってみなさんのところへ会いに行きます。  
 待っていて下さい。  
 応援ありがとうございました。  
 共に歩もう！東北魂！！

なでしこジャパン 岩清水 梓



岩清水選手から届いた応援メッセージと寄贈された品々

## 第5号(平成23年9月15日)

### ◆大槌町の5小中学校が仮設校舎へ引っ越し

大槌町では、震災の被害で使えなくなった学校の仮設校舎が整備され、開校式を間近に控えています。

13日には吉里吉里小を間借りしていた大槌北小、安渡小、赤浜小と吉里吉里小をあわせた4校の全校児童が参加して、仮設校舎への引っ越しを前にお別れ式が行われました。仮設校舎は、別の施設を間借りしていた大槌小と大槌中を含めた5校が利用し、15日に開校式が行われ、20日に小学校の授業が、22日には中学校の授業がスタートします。子どもたちの教育環境も少しずつ改善されています。

### ◆きたかみ復興ステーションが開所

9月1日、北上市に被災者支援と被災地復興支援の拠点となる「きたかみ復興ステーション」が開所しました。沿岸と内陸の結節点となっている同市の地理的特徴を生かし、被災者の支援に取り組む拠点が北上駅前に設置されたものです。このステーションは4つの機能として▽内陸へ避難された方の相談の場▽沿岸地域の情報を得られる場▽復興への活動

を推進する場▽みんなが集う場を目指しています。

1日にあった開所式には、市など運営に当たる「きたかみ復興支援協働体」の構成6団体と協力団体の代表ら約40人が出席。復興に有効活用されるよう決意を新たにしました。

## 第8号(平成23年11月1日)

### ◆岸壁に乗り上げた船を撤去(釜石市)

10月20日、津波で釜石港の岸壁に乗り上げた大型貨物船の撤去作業が行われました。この貨物船は、全長約100メートルの「アジアシンフォニー」。津波で押し流され、船首部分は防潮堤を壊して道路に突き出し、通行の妨げになっていました。この日の作業でおよそ7カ月ぶりに海に下ろされた「アジアシンフォニー」は、今後、修復のため広島県内の造船所に向かうとのことです。



岸壁に乗り上げた「アジアシンフォニー」

## 第9号(平成23年11月15日)

### ◆三陸鉄道・復旧工事安全祈願祭と起工式

11月3日、三陸鉄道の復旧工事安全祈願祭と起工式が、野田村の北リアス線現地で行われました。三陸鉄道は、昭和59年に全国初の第三セクター鉄道として開業しました。以来、地域住民をはじめ、多くの方々の支援をいただきながら、三陸沿岸地域の生活の足として、観光や地域振興の社会基盤として、重要な役割を果たしてきました。

三陸鉄道は津波で甚大な被害を受けました。「とにかく復旧できるところから列車を動かそう」と、震災5日後の3月16日には久慈～陸中野田間で、20日には宮古～田老間で、29日には田老～小本間で運転を再開したものの、現在の運転再開区間は全線の3分の1程度にすぎません。三陸鉄道の復旧は、

今回の震災からの復興の象徴であり、地域住民の希望の光です。全線復旧を成し遂げ、鉄道を、開業時の先人の熱い想いを、将来に渡ってつなげていくため、引き続き、皆さんのご支援をお願いします。

## 第10号(平成23年12月1日)

### ◆復興道路の着工式(田野畑村)

11月20日、田野畑村において、「復興道路」の着工式が行われました。式典には国や県、地元関係者が出席し、主催者を代表して達増知事は「復興道路は東日本大震災津波からの復興をけん引する基幹事業として、大きな期待を寄せているところ。このたびの工事着手は、全線開通の早期実現に向けた大きな一歩」と挨拶しました。

また、会場では震災直前の3月5日に部分開通した三陸縦貫自動車道「釜石山田道路」を避難路として、まさに「命の道」として利用した鶴住居小学校、釜石東中学校の子どもたちからのビデオレターが紹介されました。最後に関係者による鍬入れ、トンネルの掘削が開始され、復興道路の整備がスタートしました。

## 第11号(平成23年12月15日)

### ◆神戸から陸前高田へ 「3.11 希望の灯り」が点灯

神戸市のガス灯「希望の灯(あかり)」の火がともされました。

今回の分灯は、神戸の灯りを管理運営するNPO「阪神淡路大震災1.17希望の灯り」(堀内正美代表)が陸前高田に救援物資を届けたのがきっかけで決定。犠牲者の追悼と復興への願いが込められた炎の前で、両市の市民は、互いに支え合いながらこの難局に立ち向かっていくことを誓い合いました。

## 第12号(平成24年1月1日)

### ◆大槌町に沿岸最大級の商業施設が復活

12月22日、津波の被害を受けていた大槌町のショッピングセンターが営業を再開しました。

このショッピングセンターは、津波で大きな被害を受け、震災直後はがれきに覆われていました。再建に向けては国や県の補助事業(いわゆる「グループ補助金」)を活用し、9月に施設の改修に着工、この日の営業再開を迎えたものです。営業再開により

地元商店を含む約45店舗のテナントが入店、従業員約300名の地元雇用が生まれたほか、多目的ホールなどの集会施設も新たに整備され、地域の賑わいが創出されました。

グループ補助金は、今年度、3次にわたり募集が行われました。2次募集までに11グループが認定され、12月27日には新たに19グループが認定されました。一歩ずつ産業機能の回復が進んでいます。



沿岸最大級のショッピングセンターが営業を再開

## 第14号(平成24年2月1日)

### ◆小本小と小本中の校舎が完成(岩泉町)

岩泉町の小本小と小本中の両仮設校舎が完成し、19日、3学期の始業式が行われました。完成した仮設校舎は、町内業者により木造で建てられたもので、ペアガラスや断熱材で十分な耐寒性が確保されています。両校の校舎は津波で浸水し、震災後、およそ20km内陸にある岩泉小、岩泉中の校舎をそれぞれ間借りして授業を行ってきました。温かい木造の仮設校舎で新学期を迎えたものです。

県内で震災により使えなくなった小・中・高校は27校。3学期始業までにこの2校のほか大槌町の大槌小、安渡小、赤浜小、大槌北小、大槌中が同一の、釜石市の唐丹小、唐丹中が各々の仮設校舎で、宮古市の田老一中、宮古工高が補修により自校舎で授業を再開しています。学校施設の復旧も着実に進んでいます。

### ◆「奇跡の一本松」の苗木が名古屋へ

1月18日、名古屋市河村たかし市長は陸前高田市の戸羽太市長と会談し、津波に耐えたものの現在枯死状態の「奇跡の一本松」の苗木を3年後をめどに名古屋市の東山動植物園に移して育てることで合意しました。

一方、戸羽市長は、名古屋市職員の派遣を来年度も継続するように要請。河村市長はそれを快諾しま

した。名古屋市は震災直後から学校建設や税務、福祉などの職員延べ約130人を陸前高田市に派遣しています。



「奇跡の一本松」は復興のシンボル

### 第15号(平成24年2月20日)

#### ◆ワタミのコールセンターが稼働開始(陸前高田市)

2月3日、飲食店チェーン「ワタミ」の子会社で、高齢者向けの弁当宅配事業を全国展開する「ワタミタクシヨク」の受付センターが、陸前高田市で稼働開始しました。震災以降、陸前高田市への本格的な企業立地は、このコールセンターが第1号です。

建物の竣工式は1月25日に行われ、震災以降、陸前高田市の参与を務めているワタミの渡邊美樹会長も訪れ、従業員を激励しました。従業員は、正社員としてこの春卒業予定の高校生が2名、パート採用は70人(2月3日時点)。今後、採用枠を150人ほどまでに増やしていく方針とのことです。

### 第17号(平成24年4月1日)

#### ◆防潮堤・防波堤の災害復旧工事が進む

東日本大震災の津波で破壊された湾口防波堤や防潮堤の復旧工事が進んでいます。

3月8日、宮古市の金浜海岸で災害復旧工事の着工式が行われました。金浜海岸の防潮堤は、倒壊部分を被災前の8.5mまで盛り土した後、新たに10.4mに全体をかさ上げします。被災した県内防潮堤の本格復旧第1号です。

県内ではこのほか、2月26日に釜石港湾口防波堤の復旧着工式が、3月17日には宮古港の復旧事業着工式が行われました。防潮堤などの施設の整備は、まちづくりの根幹となるものです。ソフト対策を組み合わせ、多重防災型のまちづくりを進めています。

### 第18号(平成24年4月15日)

#### ◆三陸鉄道 陸中野田駅～田野畑駅の運転再開

4月1日、三陸鉄道北リアス線陸中野田駅～田野畑駅で運転が再開され、田野畑駅で記念式典が行われました。三陸鉄道は昨年の大震災津波で駅舎や線路が流出するなど甚大な被害を受けました。

そんな中、「とにかく復旧できるところから列車を動かそう」と発災5日後には一部区間で運転を再開。その後も少しずつ運転区間を延ばしてはいましたが、全体の3分の2が不通の状態が続いていました。この区間の運転再開で、北リアス線は8割以上が復旧。線路を流出しながらも1年余りでの復旧に、地域の復興の起爆剤として期待が高まっています。

平成26年4月の全線再開に向け、関係者が一丸となって復旧に取り組んでいきます。引き続き、ご支援をよろしくお願いいたします。

### 第21号(平成24年6月1日)

#### ◆「東北六魂祭・2012 盛岡」が開催されました!

魂を奮い立たせ、震災を乗り越えようと、昨年、仙台市で開催された東北六魂祭。今年は5月26日、27日に盛岡市で開催されました。

パレードでは東北6大祭(盛岡さんさ踊り、青森ねぶた、秋田竿灯まつり、山形花笠まつり、仙台七夕まつり、福島わらじまつり)に加え、地元盛岡市から盛岡秋まつりの山車も参加しました。

天候にも恵まれ、県内外から訪れた方々は2日間合わせて24万3,000人。この盛り上がりをも復興への力にかえていきます。

### 第22号(平成24年6月15日)

#### ◆三陸鉄道・復旧工事の安全祈願

6月13日、震災で被災した三陸鉄道北リアス線小本駅～田野畑駅間(10.5km)の復旧工事の安全祈願祭が、田野畑村の島越跡地で行われました。

北リアス線は津波で線路が流出する被害を受けましたが、現在は8割以上の区間が復旧し、宮古駅～小本駅、田野畑駅～久慈駅間で運行されています。

安全祈願祭が行われた島越駅付近は、駅舎や橋が流失し、三陸鉄道の区間の中で最も被害の大きかつ

た箇所です。鳥越駅は元の場所より北側のトンネル付近に建設されます。小本駅～田野畑駅間は平成26年4月の運行開始を目指しています。

また、5月30日には三陸鉄道南リアス線盛駅～吉浜駅間(21.6km)の復旧工事安全祈願祭が、大船渡市三陸町の甫嶺(ほれい)駅近くで行われました。南リアス線は、震災の影響で釜石駅から盛駅の全線で不通になっています。今回、祈願祭が行われた盛駅～吉浜駅間は、平成25年4月の運行再開を目指し、盛り土や橋の補修、陸前赤崎駅の既設駅舎の撤去・新設などを行っていきます。

## 第23号(平成24年7月1日)

### ◆災害復興公営住宅の着工式(釜石市)

6月14日、釜石市平田地区の旧釜石商業高校の敷地で、被災後県内初となる災害復興公営住宅の着工式が行われました。

当日は、津川復興大臣政務官や野田釜石市長などの来賓や達増知事が安全を祈願し、鍬入れを行いました。今後、敷地内の旧校舎を解体した後、住宅の建設に着手し、平成25年の秋には鉄筋コンクリート造り7階建て・計126戸が完成する予定です。災害復興公営住宅は、市町村とも連携しながら、県内で約5,300戸を整備していく予定です。

その第一弾となる今回の着工式は、津波で被災した三陸沿岸地域の住宅復興に向けて大きな一歩を踏み出すものです。被災された方々が希望を持って、それぞれの「ふるさと」に住み続けることができるよう、地域のまちづくりと一体となった住宅の供給に全力を挙げ、県の復興計画の柱の一つにある「暮らしの再建」に向けた取組を進めていきます。



県内初となる災害復興公営住宅の着工式

## 第24号(平成24年7月15日)

### ◆ウニの産地復活に向けて(洋野町)

洋野町は、東日本大震災津波により、漁業施設な

どに大きな被害を受けました。

岩手県栽培漁業協会種市事業所では、人工授精して生産した稚ウニを放流して、2～3年後に成長したウニを収穫する「つくり育てる漁業」を実践しています。急ピッチで施設の仮復旧が進められ、平成23年9月からウニの種苗の生産を再開。平成24年5月から震災後初めてとなるウニの種苗の出荷・放流が始まりました。

## 第25号(平成24年8月5日)

### ◆浄土ヶ浜で海開き

7月21日、宮古市の浄土ヶ浜海水浴場で2年ぶりに海開きが行われました。この日の宮古市はあいにくの曇り空に加え、最高気温が18.5度で、海水浴日和とはいきませんでした。波打ち際で水遊びを楽しむ家族連れの姿がみられました。

7月26日、岩手県が梅雨明けしたとみられると発表され、梅雨明け以来、最高気温が30度を超える暑い日が続いています。

今年、岩手県では、浄土ヶ浜のほか、舟渡海水浴場(久慈市)が昨年に続いて、江戸ヶ浜海水浴場(洋野町)と藤の川海水浴場(宮古市)が2年ぶりに海開きをしています。



三陸名所の浄土ヶ浜が2年ぶりに海開き

### ◆「グリーンハートやまだ」の取組

山田町で花や野菜の栽培をしていた藤原長一さんは、あの津波で園芸ハウスやトラクターを流されました。かつて園芸ハウスがあった場所は、震災後、がれき置き場になるなど営農を断念せざるを得ない状況がしばらく続いていました。

「もう一度、花や野菜を育てたい」と平成23年8月に営農組合を設立し、国の補助を受けてハウスやトラクターを購入。この春から花や野菜の苗、キュウリやトマトの栽培を手掛けています。

## 第26号(平成24年8月25日)

### ◆震災後2度目のお盆を迎えました

震災後2度目のお盆を迎え、津波被災地では、お墓参りや迎え火の松明かして津波で亡くなった家族や先祖らの冥福を祈る姿が見られました。

また、県内の11市町村では、お盆の帰省時期に合わせた夏の成人式が行われました。成人式を迎えた人たちは進学や就職をする18歳のときに震災にあった世代で、それぞれの地域で復興の一翼を担う決意を新たにしました。

8月11日、津波被災地のうち7市町村(野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)で、「追悼」と「復興」の祈りを込めた花火(計約2万発)が打ち上げられました。



この花火は「LIGHT UP NIPPON実行委員会」が主催したもので、全国からの寄付で購入された花火が被災地の夜空を照らした

### ◆復興の味方 遠野かっぱ工事隊

「遠野かっぱ工事隊」は、遠野市内の建設業者を中心として結成された団体で、遠野市内をはじめ県内各地の河川や道路の土木工事、建築工事を行っています。震災直後には大槌や釜石でがれき処理や行方不明者の捜索にも取り組みました。復興の手助けを明るく前向きに！「遠野かっぱ工事隊」の活躍が続きます！

## 第27号(平成24年9月15日)

### ◆「奇跡の一本松」を永遠に

震災から1年半が過ぎた9月12日、陸前高田市の「奇跡の一本松」を防腐処理し保存するための切断処理が始まりました。

「奇跡の一本松」がある高田松原は、全長2kmに渡り松林と砂浜が続く陸中海岸国立公園の景勝地でしたが、大津波により7万本もの松林がなぎ倒され

流失しました。奇跡的に残った1本も枯死していることがわかり、保存処理を進めるため、この日の切断作業をむかえました。同市の計画では、切断した松を一つに組み立ててカーボン製の心棒を通した上で、コンクリートの基礎工事を施し、来年2月に元の場所に戻し、立ち姿のまま保存する予定です。

### ◆高田高校の新校舎着工式

9月15日、陸前高田市の高田高校の新校舎着工式が、同市高田町の高田高校第2グラウンド屋内練習場で行われました。着工式では、生徒が司会を務め、音楽部が合唱を披露しました。高田高校は津波で校舎が全壊し、現在は、大船渡市の旧大船渡農業高校の校舎を使っています。

新校舎の建設用地は同グラウンド北側の約1万2,200㎡で、4階建て校舎のほか体育館や柔剣道場などが建設されます。今月から造成工事が始まり、主要施設の完成は2014年度末を予定しています。



音楽部による合唱

## 第28号(平成24年10月1日)

### ◆陸前高田市・防潮堤の着工式

9月25日、陸前高田市高田町(高田松原)で防潮堤の復旧工事着工式が行われました。この地区の防潮堤は今回の津波で倒壊・流失、すぐ背後にあった高田松原も「奇跡の一本松」と呼ばれた1本を残し約7万本もの松林がなぎ倒されて流失し、さらにその背後に形成されていた陸前高田市の市街地も壊滅するなど、甚大な被害となりました。

この日の着工式には関係者約70名が出席。上野岩手県副知事や津川復興大臣政務官、戸羽陸前高田市長らが「くわ入れ」を行い工事の安全を祈願しました。今回着手されるのは、全体延長約2,000mの一部で、全体の完成は平成27年度を予定しています。

多重防災型のまちづくりに向けた大きな一歩を踏み出しました。

### ◆復興を支えるひとづくり

今、県内の教育現場では復興教育が本格化しています。野田村の野田中学校では、「郷土を愛し、そ

の復興・発展を支える人の育成」を目的に、復興教育を行っています。具体的には、ボランティア活動などを通して、ふるさと野田の復興を考え取り組みを行っています。野田中学校をはじめ、県内各地の小中学校・高校で始まった復興教育は、岩手のさらなる復興・発展を担う人材を育むことに大きく役立つでしょう。

## 第29号(平成24年10月15日)

### ◆田野畑村・高台移転先の造成工事起工式

10月10日、田野畑村で高台移転造成工事の安全祈願祭と起工式が行われました。田野畑村は、今回の津波で羅賀、島越地区が大きな被害を受けました。高台移転先は4地区で、4地区合同の式典が、移転先の1つである松前沢地区で、この日、行われたものです。

式典には、平野復興大臣や県関係者、上机田野畑村長、移転先の地権者、移転住民などが出席。神事に続いて起工式が行われ、「くわ入れ」を行って工事が本格的にスタートしました。

また、同日には、釜石市上中島町でも災害復興公営住宅の地鎮祭が行われました。

被災者にとって喫緊の課題である住宅の確保に向けた大きな一歩が踏み出されました。

### ◆広田半島営農組合の挑戦!

昨年は、津波による冠水で1ヘクタールしか作付できなかった陸前高田市広田地区の水田。今年は、大区画化が図られ作付面積を8ヘクタールまで増やし、大型機械を導入し集団営農による生産性向上に取り組んでいます。営農組合では被災した農産加工施設を再建。地元海産物を使ったおやきを作り、人気を博しています。広田半島では、農業の再生が地域の再生へとつながっています。

## 第31号(平成24年11月15日)

### ◆復興道路の整備が加速しています

岩手県では、沿岸被災地の復興に必要な不可欠なものとして、三陸沿岸地域を南北に結ぶ縦断道と内陸部と沿岸部を結ぶ横断道のいわゆる「復興道路」の整備を進めています。

11月4日、釜石花巻道路(釜石～釜石西)の起工式が行われました。事業化から工事着手まで通常は4年程度かかるところ、この区間は1年以内に着工

する「即年着工」の運びとなりました。起工式には、国や県、市の関係者、地権者などが出席し、工事の安全と早期完成を願いました。

また、今月25日には東北横断自動車道釜石秋田線の宮守IC・東和IC間が開通します。「復興道路・復興支援道路」で初めての開通区間で、当初の予定より4か月程早い開通となります。

沿岸被災地の一日も早い復興に弾みがつくものと期待されています。

## 第32号(平成24年12月1日)

### ◆三陸沿岸道路(宮古中央～田老間)の起工式

11月18日、三陸沿岸道路(宮古中央～田老間)の起工式が行われました。事業化から1年以内に着工する「即年着工」の運びとなったものです。震災後に新規事業化された県内の三陸沿岸道路で初めての工事着手区間です。この日の起工式では鉄入れなどで工事の安全、早期完成を祈念しました。

### ◆東北横断道釜石秋田線(宮守～東和間)が開通

11月25日、東北横断自動車道釜石秋田線の宮守IC～東和IC間が開通しました。「復興道路」で初めての開通区間です。今回の開通で、内陸から釜石、大船渡地域への所要時間が短縮され、物流の効率化や救急医療への支援、災害時の防災力強化など、各分野に大きな効果をもたらすことが期待され、復興に向けた大きな弾みとなります。

### ◆ハウス栽培にける夢～アグリランド高田

陸前高田市でトマトの契約栽培を行っていた農業生産法人「アグリランド高田」は、震災津波でハウスや畑1.3ヘクタールを失いました。

しかし、津波被害のなかった横田地区に休耕ハウスを借りて、ミニトマトの栽培を開始。その後作として促成イチゴの栽培を始めました。今年は更に10棟のハウスを再建しました。間もなく収穫を迎え、「復興イチゴ」として各地に届けられます。



東北横断道秋田釜石線 (宮守～東和間)開通

## 岩手県東日本大震災津波の記録